

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立印刷局】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの（24年のフォローアップまでに措置が終了したものを除く）。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月2日現在の所管省庁の提出資料による。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	財務省
法人名	国立印刷局

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 大手町敷地(簿価:85,194,764千円)、市ヶ谷センター(簿価:10,848,604千円)、久我山運動場(簿価:3,772,570千円)は22年度にすべて国庫納付済み。                      旧鎌倉・京都宿泊所は22年度に売却し、費用控除後の売却収入(932,150千円)を国庫納付済み。22年度に一般競争入札を予定したものの不調となった那須・伊東保養所、出雲敷地、出雲第2敷地、松山敷地は、23年7月29日に現物(106,974千円)を国庫納付済み。                      ● 22年度に、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)の施行日前に売却した資産について、費用控除後の売却収入のうち24,976,260千円を23年1月13日に国庫納付済み。また、23年7月21日に、2,093,995千円を国庫納付済み。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場は、22年度に現物を国庫納付済み。また、22年度に一般競争入札を予定したが不調となった那須・伊東保養所、出雲敷地、出雲第2敷地、松山敷地は、23年7月29日に現物を国庫納付済み。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 岡山工場の一部について、23年5月に売却し、費用控除後の売却収入(3,839千円)を23年7月21日に国庫納付済み。                      ● 小田原工場の一部(286,347千円)について、24年3月に売却し、5年間の分納の一部として受領した費用控除後の売却収入を24年12月(94,576千円)、25年6月(43,096千円)にそれぞれ国庫納付済み。                      ● 不要となった現金(職員宿舍の売却収入)1,371,102千円を24年4月27日に国庫納付済み。                      ● 池袋敷地、田端敷地及び若松町敷地について、池袋敷地は25年3月、田端敷地は25年1月及び若松町敷地は25年3月に売却し、費用控除後の売却収入(5,405,821千円)を25年3月28日に国庫納付済み。                      ● 旧日原倉庫(みつまた倉庫)について、25年6月4日に売却し、費用控除後の売却収入(72千円)を25年6月28日に国庫納付済み。                      ● 銀行券の製造材料の調達業務等を行っていた高知出張所(504,416千円)、出雲出張所(252,385千円)及び松山分室(293,862千円)を廃止(22年度)。出雲出張所については現物を24年12月21日に国庫納付済み。また、高知出張所及び松山分室については、現在、国庫納付に向けて関係者間との調整を進めている。                      ● 政府刊行物サービス・センター(10箇所)について、24年度に全てを廃止し、賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く、札幌(36,780千円)、大阪(15,637千円)、福岡(16,644千円)及び沖縄(149,876千円)については25年5月31日に、仙台(9,703千円)、名古屋(7,060千円)及び広島(12,761千円)については同年6月10日に、現物を国庫納付済み。なお、霞が関(1,938,121千円)及び大手町(8,946,821千円)については、26年度末までに現物を国庫納付する予定。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 26年度に虎の門工場(東京都港区)の印刷機能を滝野川工場(東京都北区)へ移転予定。  ● 銀行券の製造材料の調達業務等を行っていた出張所等(5箇所)を22年度に2箇所に集約・統合済み。  ● 研修所及び博物館(市ヶ谷センター)について、22年度に法人が所有する他の施設内に移転済み(移転後の資産は国庫納付済み)。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 研修所(市ヶ谷センター)を、旧小田原健康管理センター(19年度末廃止)建物を活用することとして、22年度に移転(移転後の資産は国庫納付済み)。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 東京病院については、24年12月に民間医療機関へ移譲を決定し、24年度末に廃止した。  病院事業の移譲にあたっては、民間医療機関に対して土地(簿価3,356,627円)を貸付けのうえ、建物及び病院施設を売却した。  土地については25年6月20日に権利付財産として国庫納付するとともに、建物等売却収入(費用控除後1,454,552千円)及び土地貸付料(廃止後、国庫納付までの期間分10,749千円)を25年6月28日に国庫納付した。  ○ 職員宿舎について、現在、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)等を踏まえ、25年3月に、戸数削減を織り込んだ「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を策定した。  ● 政府刊行物サービス・センター(10箇所)について、24年度に全てを廃止し、賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く、札幌(36,780千円)、大阪(15,637千円)、福岡(16,644千円)及び沖縄(149,876千円)については25年5月31日に、仙台(9,703千円)、名古屋(7,060千円)及び広島(12,761千円)については同年6月10日に、現物を国庫納付済み。なお、霞が関(1,938,121千円)及び大手町(8,946,821千円)については、26年度末までに現物を国庫納付する予定。  ● 研修所(市ヶ谷センター)について、22年度に技術・技能に関する研修の強化・充実を目的に、小田原工場(製紙及び印刷の一貫工場)及び研究所の隣接地に移転させ、移転にあたっては、保有していた旧小田原健康管理センター建物を活用。  ● 博物館(市ヶ谷センター)について、22年度に王子工場内に移転。</p>

### 3. 取引関係の見直し

#### ① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検・見直しを行い、21年度に設置した契約監視委員会での審議を踏まえ、「随意契約等見直し計画」を策定・公表。同計画に基づき、随意契約を含め、契約の適正化に向けて取り組んでいる。

具体的には、以下のとおり。

(1) 随意契約の適正化に向けて以下の取組(主なもの)を実施。

① 随意契約理由等の厳格な審査(随意契約の理由及び仕様書内容を厳格に審査するとともに、随意契約等見直し計画との整合性を確認)、② 総合評価落札方式等の拡大、③ 少額随意契約の見直し(少額随意契約としていた案件の仕様書を見直し、他の案件と統合の上、一般競争入札に移行)

(2) 実質的な競争性が確保されるよう、一者応札・応募の見直しに向けて以下の取組(主なもの)を実施。

① 入札参加申込期間の十分な確保(営業日で10日以上を確保)、② 公告周知方法の改善(官報掲載の政府調達、意見招請等の情報を法人ホームページにも掲載。入札公告のほか、入札説明書、仕様書についてもホームページに掲載)、③ 仕様書等の見直し(仕様書が特定事業者に有利なものとならないように見直し。入札参加資格における履行実績、技術審査等の条件の見直し)、④ 競争参加資格の拡大、⑤ 電子入札システムの拡大(建設工事等の案件を対象に運用していた電子入札システムを物品、役務契約等に係る案件にも拡大運用)

・ 22年度の状況

(金額ベース)

一般競争等19,356,481千円(76.9%)、企画競争94,013千円(0.4%)、競争性のない随意契約5,713,327千円(22.7%)

(件数ベース)

一般競争等834件(85.3%)、企画競争7件(0.7%)、競争性のない随意契約137件(14.0%)

・ 23年度の状況

(金額ベース)

一般競争等29,713,912千円(71.9%)、企画競争132,461千円(0.3%)、競争性のない随意契約11,467,245千円(27.8%)

(件数ベース)

一般競争等783件(85.9%)、企画競争7件(0.8%)、競争性のない随意契約122件(13.4%)

・ 24年度の状況

(金額ベース)

一般競争等22,531,598千円(84.7%)、企画競争75,773千円(0.3%)、競争性のない随意契約3,990,404千円(15.0%)

(件数ベース)

一般競争等688件(86.3%)、企画競争7件(0.9%)、競争性のない随意契約102件(12.8%)

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>(記載不要)</p>
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく措置を実施すること(23年7月1日以降に入札公告等の契約に係る手続きを行う案件について、国立印刷局との関係に係る情報をホームページで公表すること)について、23年6月20日に法人ホームページにて公表するとともに、当該事務連絡に基づき、国立印刷局において管理又は監督の地位にある職を経験した者の再就職の状況、国立印刷局と取引のある法人との取引割合について調査する等の取組を継続して実施している。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日改定閣議決定)において、民間競争入札の実施の可否等について検討を行うこととされた政府刊行物サービス・センターについては、業務・資産の見直しや20年度から実施している民間委託の業務実績等を踏まえて検討した結果、24年度末までに全て廃止した。</p> <p>● 「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日改定閣議決定)において、民間競争入札を導入することとされた印刷局ネットワークシステム運用管理支援請負作業については、25年4月に民間事業者を選定し、25年6月から当該事業者により運用管理支援業務を実施している。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 随意契約等契約の適正化、競争性・透明性の確保に向け、随意契約等見直し計画に沿って着実に取組を行っている。また、これまでに組織や業務フローを見直し、グループ化を推進したほか、各工場等個別で行っていた給与・共済事務を本局に集約し効率化を図るとともに、都内工場等個別で行っていた契約事務を本局に集約し、調達事務の効率化を図るなど、業務量や業務内容等に応じた弾力的かつ柔軟な人員配置を実施している。その他、調達に関しては、内部監査を実施するとともに、監事による監査、会計監査人による監査を受けているほか、外部有識者で構成する契約監視委員会において点検を受けるなど、内部統制の強化に取り組んでいる。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>  <b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間(平成17年度を基準として、平成18年度から平成22年度まで)で5%以上を基本とする削減に向けて取り組んだ結果、13.5%の削減を達成した。引き続き削減の取組みを実施した結果、平成24年度の総人件費は20.0%の削減となった。  ● 「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)に準じた給与減額支給措置を実施。  ● 平成25年1月に施行された国家公務員退職手当法の改正の趣旨に沿って、役員の退職手当について、支給水準の引き下げを実施。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。  ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。  イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。  ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>該当なし。  (記載不要)</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 総務大臣の定めるガイドラインに基づき、毎年6月末に公表。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準及びその公表状況、総人件費の削減状況について、監事による監査を受けている。  ● 評価委員会に役職員の給与水準に関する資料を提出し、事後評価を受けている。</p>

<b>② 管理運営の適正化</b>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期中期計画においては、一般管理費及び事業費に係る効率化目標として「固定的な経費」(＝営業費用－変動費)を指標とし、本中期目標期間中の平均額が、前中期目標期間中の平均額と比較し、8%以上削減できるよう努めた結果、本中期目標期間(20年度～24年度)の固定的な経費の平均額は、前中期目標期間(15年度～19年度)中の平均額に対して、12.3%削減となった。</li> <li>● 第3期中期計画においては、引き続き、「固定的な経費」を設定し、本中期目標期間中の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額と比較し、8%以上の削減となるよう取り組むこととしている。</li> </ul>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法定外福利厚生費等及び職員諸手当については、法人独自の諸手当(特殊勤務手当)等を除き国家公務員に準じて見直し済み。</li> </ul>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中期及び各年度の予算、収支計画、資金計画について、その所要額の見積りの考え方とあわせて、それぞれ公表している。</li> </ul>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本局にコンプライアンスの推進を統括する責任者として、コンプライアンス推進統括責任者を置き、同責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置。本局各部及び各機関の長をコンプライアンス推進責任者とし、その下にコンプライアンス推進担当者配置し、コンプライアンスの確保に向けた取組を実施している。</li> <li>● コンプライアンスの推進に当たっては、内部監査部門(本局評価監査部)による監査を実施するとともに、監事のヒアリングを受けている。</li> <li>● 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づく「公益通報相談窓口」を設置しているほか、コンプライアンスに関する相談・通報を匿名でも受け付ける「内部通報窓口」を設置している。</li> </ul>
<b>5. 自己収入の拡大</b>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特許権等の知的財産については、将来にわたり銀行券等のセキュリティ製品への信頼確保のため内部活用を第一義として管理している。実施許諾申請があった場合、事業への影響、使用目的等を考慮した上で支障のない場合のみ許諾し、有効活用を図っている。</li> </ul>
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外部の第三者委員を含めた外部工芸技術評価委員会において、彫刻・図案等に関する作品について、印象性、色彩性、調和、デザイン性、完成度等に関する評価を行っている。</li> </ul>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 評価結果については、今後の習作活動に反映させるため、製作者に対してフィードバックを行い工芸技術の維持・向上に努めている。なお、作品のデザイン等については、今後の日本銀行券等の仕様に活用しうることから、その評価結果についての公表は行っていない。



No.	11	所管	財務省	法人名	国立印刷局
-----	----	----	-----	-----	-------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 セキュリティ製品事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	2a	セキュリティ製品事業は、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化している。	・セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施をしていく。また、偽造防止技術を高度化するため、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図っていく。
02 病院	公的医療機関への移譲	23年度から実施	過去に打診を行ったところも含め公的医療機関に幅広く打診を行い、今中期目標期間中の移譲に向けて鋭意取り組む。	1a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「病院事業については、現行中期目標期間終了時までには本法人の事業としては廃止すべく、公的医療機関への移譲以外の措置も選択肢に含めて取り組む。」とされたことを踏まえ、24年12月に民間医療機関へ移譲を決定し、24年度末に廃止した。 病院事業の移譲にあたっては、民間医療機関に対して土地（簿価3,356,627円）を貸付けのうえ、建物及び病院施設を売却した。 土地については25年6月20日に権利付財産として国庫納付するとともに、建物等売却収入（費用控除後1,454,552千円）及び土地貸付料（廃止後、国庫納付までの期間分10,749千円）を25年6月28日に国庫納付した。	

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 保有資産の見直し	虎の門工場	22年度以降実施	虎の門工場については、印刷機能を滝野川工場へ移転し、虎の門敷地を含む周辺地権者との再開発事業の進捗よく状況を踏まえつつ、移転後の資産処分について引き続き検討する。	2a	虎の門工場の印刷機能については、26年4月を目途に滝野川工場へ移転することとし、滝野川工場において、受入施設の建設工事を行っている。 再開発事業については、周辺地権者と設立した「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」において、再開発事業に係る協定書（平成24年6月29日付け）を締結し、現在、再開発事業の施行認可申請に向けた行政協議を行っているところである。	・移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗よく状況を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行う。
04 職員宿舎の見直し	都内宿舎等の廃止・集約化	22年度以降実施	山の手線内宿舎については、平成25年度末までに廃止・集約化し、あわせて、平成24年度末までに、老朽化したその他都内宿舎等の集約化等を検討する。	2a	山手線内の宿舎8箇所について、20年度末に1箇所（西片町宿舎）を、21年度末に2箇所（若松町宿舎・田端宿舎）を廃止。残りの5箇所（神宮前宿舎、神宮前第2宿舎、神宮前第3宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）を含むその他の職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月3日行政改革実行本部決定）等を踏まえ、24年4月1日時点の職員宿舎設置戸数1,494戸から356戸削減し、1,138戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を25年3月に策定した。	・「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、山手線内残りの5箇所の宿舎について、平成25年度末の廃止に向けて取り組むとともに、その他の職員宿舎についても廃止・集約化等に取り組む。

No.	11	所管	財務省	法人名	国立印刷局
-----	----	----	-----	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地権者（虎ノ門病院等）が虎の門敷地を含めた再開発を希望したことから、21年1月に国立印刷局を含めた地権者の総意により「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」を設置し、この再開発事業の進捗よく状況を踏まえつつ、移転後の資産処分について検討することとした。</li> <li>・虎の門工場については、26年4月を目途に印刷機能を滝野川工場へ移転することとし、滝野川工場において、受入施設の建設工事を行っている。</li> <li>・再開発事業については、協議会において、再開発事業に係る協定書を締結（平成24年6月29日）し、現在、再開発事業の施行認可申請に向けた行政協議を行っているところである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗状況を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行う。</li> </ul>
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大手町敷地については、19年度に、東京都、地権者等と連携した連鎖型再開発事業の検討を行ったが、参加する事業者がなかったことから、国立印刷局と関係地権者3者（日本郵政株式会社、日本電信電話株式会社及び日本放送協会）による単独再開発を進めることとし、20年10月に、「大手町二丁目（2-1街区）地区再開発事業基本合意書」を締結した。</li> <li>・基本合意書の締結後も引き続き再開発事業の検討を進め、22年12月に現物を国庫納付した。</li> </ul>	
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保養所（鎌倉宿泊所、京都宿泊所、那須保養所及び伊東保養所）については、20年度末をもって全て廃止した。</li> <li>・鎌倉宿泊所及び京都宿泊所については、22年度に譲渡し、譲渡収入を国庫納付した。</li> <li>・那須保養所及び伊東保養所については、22年度に実施した一般競争入札の結果、落札されなかったことから、23年7月に現物を国庫納付した。</li> </ul>	
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員宿舎については、整理合理化計画に基づき、21～24年度に山手線内所在の若松町宿舎、西片町宿舎及び田端宿舎を含む8箇所、269戸を廃止した。</li> <li>・24年度に、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月3日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（24年12月14日行政改革担当大臣決定）が決定されたことから、25年3月に、25年4月1日時点の職員宿舎設置戸数1,494戸から356戸を削減し、1,138戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を策定した。</li> <li>・職員宿舎の見直しに伴い廃止する宿舎については、宿舎廃止の進捗よく状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、山手線内残りの5箇所の宿舎について、平成25年度末の廃止に向けて取り組むとともに、その他の職員宿舎についても廃止・集約化等に取り組む。</li> </ul>
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張所等については、22年4月に集約・統合した。</li> <li>・集約・統合後みつまた倉庫として活用していた旧出雲出張所については、24年12月に現物を国庫納付した。また、旧高知出張所及び旧松山分室については、国庫納付に向けて関係者間で調整を進めている。</li> </ul>	
6	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修機能については、技能人材の育成を目的に、技術・技能に関する研修の強化・充実を図るため、研究所及び小田原工場に隣接する旧小田原健康管理センター建物を研修施設に改修の上、22年4月に移転した。</li> <li>・博物館機能については、23年3月に王子工場内（東京都北区）に移転した。</li> <li>・両機能移転後の市ヶ谷センターについては、23年3月に現物を国庫納付した。</li> </ul>	
7	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることや、広域避難場所に指定されていることを踏まえつつ、杉並区及び東京都と処分に向けた調整を行い、23年1月に現物を国庫納付した。</li> </ul>